

東浦町入札参加資格停止取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町が発注する工事、設計、監理、調査及び測量業務並びに物品の製造、販売及び買受け、役務の提供等（以下「工事等」という。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の入札参加資格停止について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止の決定)

第2条 町長は、入札参加資格停止をしようとするときは、あらかじめ東浦町入札審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、入札参加資格停止決定書（様式第1）により決定するものとする。

(入札参加資格停止の要件及び期間)

第3条 有資格業者が、別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して、それぞれ当該各号に定めるところにより、期間を定めて入札参加資格停止を行う。

2 前項の場合において、入札参加資格停止の期間は、3年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第4条 前条の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で行う。

2 共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で行う。

3 入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該構成員の入札参加資格停止の期間の範囲内で行う。

(入札参加資格停止期間の特例)

第5条 有資格業者が、一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間（3年を超えるときは、3年）とする。ただし、別表第2町の職員に対する場合の欄に定める期間を除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第1各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了

- 後1年を経過するまでの間に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (4) 別表第2各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (5) 別表第3各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2又は別表第3第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。
- (6) 別表第3第5号から第9号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、3年を限度として入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当し、かつ、当初の入札参加資格停止期間が満了しているときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間（3年を超えるときは、3年）から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができる。
- 6 入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例)

第6条 第3条第1項の規定により別表各号に定めるところにより入札参加資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は町（東浦町が加入している特別地方公共団体及び半田市土地開発公社並びに東浦町が出資している公益法人を含む。以下この要領において同じ。）の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この要領において同じ。）が、談合があると疑うに足りる事実を得た場合であつて、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓

約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2号又は第4号に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合であって、当該入札談合等関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 町又は他の公共機関（東浦町が加入している特別地方公共団体及び半田市土地開発公社並びに東浦町が出資している公益法人を除く。以下この要領において同じ。）の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をいう。以下この要領において同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下この要領において同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合であって、当該職員の容疑に関し、別表第3第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名の取消し）

第7条 入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取り消すものとする。

（入札参加資格停止の通知等）

第8条 町長は、次の各号に掲げる処分を行ったときは、当該各号に定める通知書により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(1) 入札参加資格停止 入札参加資格停止通知書（様式第2）

(2) 入札参加資格停止の期間の変更 入札参加資格停止期間変更通知書（様式第3）

(3) 入札参加資格停止の解除 入札参加資格停止解除通知書（様式第4）

2 前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が町の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 入札参加資格停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第10条 各課等の長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が町発注工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（入札参加資格停止に至らない事由に関する措置）

第11条 町長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要であると認めるときは、当該有資格者に対し、文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(関係部局への連絡)

第12条 入札事務を所掌する部の長は、入札参加資格停止、入札参加資格停止の期間の変更又は入札参加資格停止の解除が行われたときは、その旨を各課等の長に通知するものとする。

(記録)

第13条 入札事務を所掌する課の長は、入札参加資格停止、入札参加資格停止の期間の変更又は、入札参加資格停止の解除を行ったときは、その決定の内容を書面により記録しなければならない。

(入札参加資格停止の公表)

第14条 町長は、入札参加資格停止を行ったときは、入札参加資格停止業者、入札参加資格停止期間及び理由を公表するものとする。

2 公表の期間は、入札参加資格停止期間の終了する日までとする。

3 公表の方法は、東浦町のホームページへの掲載の方法による。

(入札参加見合せ)

第15条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件に該当する疑いがあると認められるとき又は工事等の契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名見合せをする。

2 指名見合せの手続は、入札参加資格停止の手続に準じて行うものとする。

3 指名見合せを行った事案について、当該指名見合せに係る有資格業者の責に帰すべき事由がないことが明らかとなったとき又は当該指名見合せを行った後相当の期間を経過したときは、指名見合せを解除する。

4 指名見合せの期間は、当該事案の入札参加資格停止期間に通算することができる。

5 第7条及び第9条から第13条までの規定は、指名見合せについて準用する。

附 則

1 この内規は昭和61年4月1日から施行する。

2 昭和56年4月1日施行の東浦町工事請負業者指名停止取扱内規は、廃止する。

附 則

この内規は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の東浦町工事関係有資格業者指名停止取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に指名停止の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東浦町工事関係有資格業者指名停止取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に指名停止の決定を受けた有資格業者について適用し、同日前に決定を受けた有資格業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東浦町工事関係有資格業者指名停止取扱要領の規定は、平成 20 年 9 月 1 日以降に行う指名停止に係るものから適用し、同日前の指名停止に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 13 日から施行する。

別表第1 事故等の措置基準

措 置 要 件	入札参加資格停止期間の範囲	
	町の発注	その他
(虚偽記載) 1 町が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 6 月以内	
(粗雑公共工事等) 2 町と締結した請負契約に係る工事等（以下この表において「町発注工事等」という。）の施工又は履行に当たり、過失により工事等を粗雑にし、又は粗雑な物品等を納品したと認められるとき。 （引き渡された工事等目的物又は納品された物品等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	1 月以上 6 月以内	
3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工又は履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合であって、契約不適合が重大であると認められるとき。		1 月以上 3 月以内
(契約違反) 4 町と締結した契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 週間以上 4 月以内	
(公衆損害事故) 5 町発注工事等及び一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1 月以上 6 月以内	1 月以上 3 月以内
(工事等関係者事故) 6 町発注工事等及び一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 月以内	2 週間以上 2 月以内

(注)「町」とは東浦町、東浦町が加入している特別地方公共団体及び半田市土地開発公社並びに東浦町が出資している公益法人をいう。(別表第2及び第3において同じ。)

別表第2 贈賄の措置基準

措 置 要 件	入札参加資格停止期間の範囲	
	町の職員に対する場合	他の公共機関の職員に対する場合
1 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が業務に関し、贈賄の容疑で公訴を提起されたとき。	24 月	3 月以上 9 月以内
2 有資格業者の使用人が、業務に関し、贈賄の容疑で公訴を提起されたとき。	24 月	1 月以上 3 月以内

(注)「役員等」とは、有資格業者のすべての役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。(別表第3において同じ。)

「職員」には、法令等により、公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。

別表第3 不正行為等の措置基準

措 置 基 準	入札参加資格停止 期間の範囲
(独占禁止法違反行為) 1 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	6月以上12月以内
2 町と締結した契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	9月以上12月以内
(談合又は競売入札妨害) 3 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	6月以上12月以内
4 町と締結した契約に係る業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起されたとき。	9月以上12月以内
(建設業法違反行為) 5 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)	1月以上9月以内
6 町と締結した請負契約に係る工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2月以上9月以内
(不正行為等又は不当要求行為等) 7 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正若しくは不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき又は東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成26年東浦町条例第1号)第2条第5号に規定する不当要求行為を行ったと認められるとき。	1月以上9月以内
8 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内
(その他重大な事案) 9 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	審査会で決定

(注)「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)をいう。

「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。

入 札 参 加 資 格 停 止 決 定 書

業 者 番 号	
業 者 名	
入札参加資格停止 の期間	
入札参加資格 停止理由	

文 書 番 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

入 札 参 加 停 止 通 知 書

下記のとおり入札参加資格停止を行うことにしましたので、通知します。
今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

1 入札参加資格停止の期間 年 月 日～ 年 月 日

2 入札参加資格停止の理由

文 書 番 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

入 札 参 加 資 格 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日 付け 東財第 号をもって通知した入札参加停止の措置について、
下記のとおり当該入札参加資格停止の期間を変更しましたので、通知します。

記

- 1 変更前の入札参加資格停止の期間
- 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 変更後の入札参加資格停止の期間
- 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 変 更 の 理 由

文 書 番 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

入 札 参 加 資 格 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日 付 け 東財第 号をもって入札参加資格停止について通知したところ
ですが、 年 月 日にこれを解除しましたので通知します。